

報告第9号

富津市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定めたので、報告する。

令和5年3月29日提出

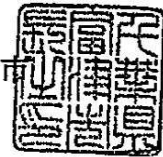
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月1日

富津市長 高橋 恭



富津市告示第14号

富津市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）の一部を次のように改正する。

別表学校教育振興事業の部中学全国・関東体育大会等選手派遣事業の項の次に次のように加える。

特別支援教育支援活動 事業	市立小中学校の特別支 援学級の教育支援活動 に係る経費	富津市あゆみ の会	予算の範囲内 で市長が定め る額
------------------	-----------------------------------	--------------	------------------------

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）新旧対照表

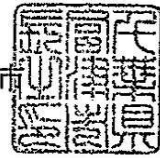
現 行		改 正 案	
(補助対象事業等) 第2条 補助金の対象となる事業、補助対象経費、補助対象事業者及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要がある と認めるときは、この限りでない。 別表（第2条関係）		(補助対象事業等) 第2条 補助金の対象となる事業、補助対象経費、補助対象事業者及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要がある と認めるときは、この限りでない。 別表（第2条関係）	
補助対象事業	補助対象経費	補助対象事業	補助対象経費
学校教育 振興事業		学校教育 振興事業	
中学全国・関東体育大会等 選手派遣事業	全国大会又は関東大会に県代表として出場する選手の交通費及び宿泊費（職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）第17条に規定する宿泊料の額の範囲内で、千葉県小中体育連盟から支給される額を除く。）	中学全国・関東体育大会等 選手派遣事業	全国大会又は関東大会に県代表として出場する選手の交通費及び宿泊費（職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）第17条に規定する宿泊料の額の範囲内で、千葉県小中体育連盟から支給される額を除く。）
		特別支援教育 支援活動事業	富津市 あゆみの会 ゆみの会 支援活動に係る経費
私立幼稚園振	私立幼稚園の施設	私立幼稚園振	私立幼稚園の施設
	予算の範		予算の範

興事業	修繕及び備品購入並びに教職員の研修に係る経費	園の園長	市内で市長が定める額
			(略)

富津市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月2日

富津市長 高橋 恭 市



富津市告示第36号

富津市教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）の一部を次のように改正する。

別表社会教育振興事業の部少年教育振興事業の款補助額の欄中「340千円」を「440千円」に、「830千円」を「960千円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

[illegible]

報告第10号

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の公布について

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）を
公布したので、報告する。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月20日

富津市長 高橋恭市

富津市規則第17号

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(保護者に準ずる者)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、保護者に準ずる者として市長が認める者

(学校給食の実施回数)

第4条 学校給食を実施する日は、教育委員会が別に定める。

(学校給食の申込み)

第5条 学校給食費負担者は、富津市学校給食申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(学校給食の提供の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申込みをした者（第8条において「申込者」という。）に対し、学校給食の提供を決定するものとする。

(学校給食費の徴収方法等)

第7条 学校給食費は、口座振替の方法により徴収するものとし、振替（払込）日は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、口座振替の方法によりがたい場合は、納付書（別記第2号様式）その他市長が認める方法により徴収することができる。

(欠食の届出)

第8条 学校給食を受ける児童及び生徒並びに職員その他学校給食の提供を受ける者（次条第2項及び第3項において「学校給食提供者」という。）が、病気、事故等により8日（土日祝日を除く。）以上連続して学校給食を欠食するとき、又は欠食したときにおいて、次条第1項に規定する学校給食費の減額を受けようとする申込者は、富津市学校給食欠食届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(欠食時等の学校給食費の額)

第9条 前条の富津市学校給食欠食届出書が提出された場合は、欠食を申し出た最初の日から起算し、欠食した日が連続して7日(土日祝日を除く。)を超えた日以降に欠食した日(以下この項において「欠食日数」という。)の学校給食費は、当該月の学校給食費から条例別表に規定する日額に欠食日数を乗じて得た額を減じた額とし、その額が同表に規定する月額を超えるときは、当該月額を減じた額とする。

2 学校給食提供者が、食物アレルギー等の理由により、学校給食の全部又は一部を受けることができないときは、学校給食費を減額することができる。この場合において、減額基準は、市長が別に定めるものとする。

3 食物アレルギー等の理由により飲用牛乳の提供を停止した学校給食提供者に係る学校給食費については、市長が飲用牛乳の調達価格相当として別に定める飲用牛乳代の金額を減額することができる。

(督促)

第10条 条例第7条に規定する督促は、学校給食費の支払が履行期限を過ぎている者(次項において「未納者」という。)があったときに富津市債権管理条例施行規則(平成23年富津市規則第36号)第8条第1項に規定する期間内に督促状(別記第4号様式)を発して行うものとする。

2 市長は、富津市債権管理条例施行規則第9条に規定する期間までに前項の督促を受けた未納者が納入しないときは、富津市債権管理条例(平成23年富津市条例第22号)第10条の規定により履行を請求すること等の措置を講ずるものとする。

(学校給食費の還付及び充当)

第11条 市長は、納付された学校給食費に過誤納金がある場合は、当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、履行期限が過ぎている学校給食費があるときは当該過誤納金を未納の学校給食費に充当する。

2 市長は、前項の規定により還付し、又は充当をしたときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(学校給食費の減免)

第12条 条例第9条の規定により、学校給食費の減額及び免除(以下この条において「減免」という。)は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 児童又は生徒を養育できない環境に保護者等が至った場合であって、当該保護者等に代わる新たな学校給食費負担者が定まっていない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認める場合
- 2 減免を受けようとする学校給食費負担者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 条例附則第4項に該当する場合 富津市第3子以降学校給食費減免申請書（別記第5号様式）
 - (2) 前項に該当する場合 富津市学校給食費減免申請書（別記第6号様式）
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その可否を決定し、富津市学校給食費減免決定通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項に規定する学校給食費の減免の決定を受けた学校給食費負担者は、第2項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更が生じたときは、富津市学校給食費減免状況変更届（別記第8号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により学校給食費の減免の決定を受けた学校給食費負担者が次のいずれかに該当するときは、学校給食費の減免の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更し、富津市学校給食費減免取消決定通知書（別記第9号様式）又は富津市学校給食費減免変更決定通知書（別記第10号様式）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。
 - (1) 虚偽の申請又は届出により学校給食費の減免の決定を受けたとき。
 - (2) 第2項の規定により提出した申請書の記載事項に変更が生じたとき。

（災害等による減額の取扱い）

第13条 災害、インフルエンザ等による学級、学年又は学校の閉鎖その他やむを得ない理由により緊急に学校給食を提供することができないときは、学校給食費の額の変更は行わない。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材の発注の取消しができた範囲内において、学校給食費の減額をすることができる。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の管理に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(富津市学校給食費管理規則の廃止)

- 2 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）は、廃止する。

(適用区分)

- 3 この規則は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

(準備行為)

- 4 この規則の規定による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

給食提供月	振替（払込）日	給食提供月	振替（払込）日
4月	5月末日	10月	11月末日
5月	6月末日	11月	12月28日
6月	7月末日	12月	1月末日
7月	8月末日	1月	2月末日
8月		2月	3月末日
9月	10月末日	3月	3月末日

備考 振替（払込）日が富津市の休日を定める条例（平成元年富津市条例第18号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日とする。

別記

第1号様式（第5条関係）

（表面）

富津市学校給食申込書

年 月 日

富津市長 様

（小・中学生の場合は保護者） 申 込 者	住 所	〒
	ふりがな 氏 名	
	電話番号	

私は、裏面の「富津市学校給食の提供に関する事項」を承諾し、学校給食の提供を申し込みます。

児 童 ・ 生 徒 等	学 校 名	富津市立	小・中学校	学 年	年 組
	ふりがな 氏 名				
	生年月日	年 月 日 生			
	住 所	〒			
	備 考				

※ 備考欄は、「食物アレルギー疾患等を持っている」など事前に知らせておきたいことを記入してください。

(裏面)

富津市学校給食の提供に関する事項

- 1 学校給食の実施日は、学校の休業日を除く日で、教育委員会が定める日とします。
ただし、振替授業等により休業日と授業日を振り替える場合があります。
- 2 学校給食の対象者及び給食費の額は、次のとおりです。

区 分	月 額	日 額
小学校に就学する児童並びに小学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例（昭和46年富津市条例第56号）第2条に規定する単独校調理場に勤務する職員	4, 6 0 0 円	2 6 5 円
中学校に就学する生徒並びに中学校及び富津市学校給食調理場の設置等に関する条例第2条に規定する共同調理場に勤務する職員	5, 7 0 0 円	3 2 8 円

- 3 この申込書は、学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入し、小学校、中学校又は学校給食調理場に提出するものとします。
- 4 学校給食の提供は、市長が学校給食申込書を受け取ったときをもって決定するものとします。
- 5 学校給食の申込みによる提供期間は、特に申出がない限り、在校中とします。
- 6 学校給食費は、給食を提供する月の翌月末（ただし、11月提供分の学校給食費は12月28日、3月提供分の学校給食費は同月末とします。）に口座振替の方法により納付するものとします。
- 7 口座振替の方法によりがたい場合は、納付書その他市長が認める方法により納付することができるものとします。
- 8 学校給食費が納付期限までに納付されない場合は、督促状を発送します。
- 9 学校給食の申込者が学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付しない場合は、裁判所への支払督促等の法的措置をとるものとします。
- 10 アレルギー食等の対応については、除去食及び代替食を提供できませんので、食物アレルギー疾患等のある児童及び生徒は、弁当を持参してください。ただし、牛乳など容易に除くことができるときは提供できる場合がありますので、校長と保護者等が相談するものとします。
- 11 災害その他の理由により緊急に学校給食を提供することができないときであっても、給食費の減額は行わないものとします。ただし、大規模な災害等により、おおむね7日間以上にわたり給食の提供ができないときは、その期間に予定した給食に要する食材の発注の取消しができた範囲内において、学校給食費を減額することができるものとします。

公 千葉県富津市 学校給食費 納入済通知書									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">期 間</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">6</td> <td style="width: 10%;">2</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		期 間	1	2	2	6	2	納入金額	
期 間	1	2	2	6	2				
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納入金額</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>		納入金額		納入金額					
納入金額									
納入金額									

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

富津市長 様

住 所

保護者氏名

富津市学校給食欠食届出書

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり学校給食を欠食しますので届け出ます。

記

学 校 名	
学 年 ・ 組	年 組
児童・生徒等氏名	
欠 食 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
欠 食 理 由	

第5号様式（第12条関係）

富津市第3子以降学校給食費減免申請書

年 月 日

富津市長 様

申請者 (保護者)	ふりがな		
	保護者氏名	本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	
	住所		
	電話番号	(日中連絡先)	— — — —

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則第12条第2項第1号の規定により、次のとおり学校給食費の減免を申請します。

申請理由	子を3人以上有しており、第3子以降の子が富津市立学校で学校給食の提供を受けているため。					
子の状況（未就学児を除く全ての子を記入してください。）						
	ふりがな 氏名	生年月日（和暦）	在学している学校 （富津市立学校のみ）	学年	被保険者証 添付※1	富津市 使用欄
1		H R 年 月 日		年	☐	☐
2		H R 年 月 日		年	☐	☐
3		H R 年 月 日		年	☐	☐
4		H R 年 月 日		年	☐	☐
5		H R 年 月 日		年	☐	☐
6		H R 年 月 日		年	☐	☐
7		H R 年 月 日		年	☐	☐
8		H R 年 月 日		年	☐	☐

※ 子の被保険者証（健康保険証）の写しを裏面に添付し、チェックを入れてください。
ただし、富津市立学校に在学している児童生徒及び未就学児の被保険証の写しの添付は必要ありません。

[富津市使用欄（以下の欄は記入しないでください。）]

住民票	戸籍	特受給	生保受給	就援受給	減免可否	減免決定日
☐ 市内 ☐ 市外	☐ 要 ☐ 不用	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 決 ☐ 否	年 月 日

（裏面に続く）

(裏面)

同意書

市職員がこの申請書及び添付書類の内容を確認するため、私及び私の世帯の住民基本台帳、生活保護、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の受給状況の確認並びに関係機関に照会することについて同意します。

なお、子の世帯の住民基本台帳の確認及び関係機関に照会することについても同意を得ています。

申請者氏名 _____

※同意書の申請者氏名は、表面に記載している申請者（保護者）が必ず自署してください。

【被保険者証（健康保険証）の写し 貼り付け欄】

※ 表面に「子の状況」として記載した子の被保険者証（健康保険証）の写し（コピー）を貼り付けてください。

ただし、富津市立学校に在学している児童生徒及び未就学児の被保険者証の写しの添付は必要ありません。

※ 写しを貼り付ける際は、重ならないように貼っていただくようお願いします。

学校給食費 負担者	氏名	
	住所	

富津市学校給食費減免決定通知書

年 月 日付けで申請のあった学校給食費の減免について、次のとおり決定しましたので、富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則第12条第3項の規定により通知します。

年 月 日

富津市長

決定内容				減免開始日	年	月	日
理 由							
対象となる児童生徒							
	氏名	生年月日（和暦）		在学している学校		学年	
1		H R	年 月 日	富津市立 学校		年	
2		H R	年 月 日	富津市立 学校		年	
3		H R	年 月 日	富津市立 学校		年	
4		H R	年 月 日	富津市立 学校		年	
5		H R	年 月 日	富津市立 学校		年	
6		H R	年 月 日	富津市立 学校		年	

（教示）

- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- また、上記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを

知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富津市を被告として（訴訟において富津市を代表する者は富津市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式（第12条関係）

富津市学校給食費減免状況変更届

年 月 日

富津市長 様

届出者 (保護者)	ふりがな		
	保護者氏名	本人が手書きしない場合は、記名押印してください。	
	住所		
	電話番号	(日中連絡先)	— — — —

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則第12条第4項の規定により、次のとおり変更が生じましたので届け出ます。

変更理由	
------	--

変更前の状況	変更後の状況

※変更後の状況を確認できる書類を裏面に添付してください。

[富津市使用欄（以下の欄は記入しないでください。）] 減免申請書と併せて確認すること。

	新たに減免の対象となる児童等	減免の対象外となる児童等	減免変更取消決定日
☐			年 月 日
☐			

（裏面に続く）

(裏面)

同意書

市職員がこの申請書及び添付書類の内容を確認するため、私及び私の世帯の住民基本台帳、生活保護、就学援助及び特別支援教育就学奨励費の受給状況の確認並びに関係機関に照会することについて同意します。

届出者氏名 _____

※表面に記載している届出者（保護者）が必ず自署してください。

【変更後の状況を確認できる書類の写し 貼り付け欄】

※ 写しを貼り付ける際は、重ならないように貼っていただくようお願いします。

学校給食費 負担者	氏名	
	住所	

富津市学校給食費減免取消決定通知書

年 月 日付けで決定した学校給食費の減免について、次のとおり取消することを決定しましたので、富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則第12条第5項の規定により通知します。

年 月 日

富津市長

決定内容		減免取消決定日	年	月	日
理 由					
取消の対象となる児童生徒					
	氏名	生年月日（和暦）	在学している学校		学年
1		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
2		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
3		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
4		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
5		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
6		H R 年 月 日	富津市立	学校	年

（教示）

- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- また、上記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富津市を被告として（訴訟において富津市を代表する者は富津市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知

った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

学校給食費 負担者	氏名	
	住所	

富津市学校給食費減免変更決定通知書

年 月 日付けで決定した学校給食費の減免について、次のとおり変更することを決定しましたので、富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則第12条第5条の規定により通知します。

年 月 日

富津市長

決定内容		減免変更決定日	年	月	日
理 由					
変更の対象となる児童生徒					
	氏名	生年月日（和暦）	在学している学校		学年
1		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
2		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
3		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
4		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
5		H R 年 月 日	富津市立	学校	年
6		H R 年 月 日	富津市立	学校	年

（教示）

- この処分について不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、富津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- また、上記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富津市を被告として（訴訟において富津市を代表する者は富津市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知

った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

報告第11号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）の一部を改正する訓令を定めたので、報告する。

令和5年3月29日提出

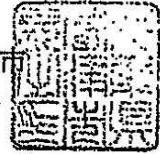
富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月20日

富津市長 高橋 恭 市



富津市訓令第3号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表教育委員会の項中「(10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に基づく」を「(10) 学校給食の」に改め、「(11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第151号）に基づく事務に関すること。」及び「(12) 富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱（令和4年富津市告示第191号）に基づく事務に関すること。」を削り、「(13)」を「(11)」に、「(14)」を「(12)」に、「(15)」を「(13)」に、「(16)」を「(14)」に、「(17)」を「(15)」に、「(18)」を「(16)」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成4年富津市訓令第6号）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(委員会等の職員による補助執行) 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。		(委員会等の職員による補助執行) 第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、次の表の左欄に掲げる機関の職員をして、同表の右欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。	
機関	事務	機関	事務
教育委員会	(1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。 (2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。 (3) 総合教育会議の運営に関すること。 (4) 教育財産の取得及び処分に関すること。 (5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。 (6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。 (7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。 (8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。 (9) 私立学校の事務に関すること。 (10) 富津市学校給食費管理規則（令和4年富津市規則第23号）に基づく事務に関すること。 (11) 富津市原油価格・物価高騰対応学校給食費無償化事業給付金支給要綱（令和4年富津市告示第151号）に基づく事務に関すること。	教育委員会	(1) 市議会の議案及び市長の権限に属する規則、訓令等の案を作成すること。 (2) 教育委員会の所掌する事務に係る予算の執行に関すること。 (3) 総合教育会議の運営に関すること。 (4) 教育財産の取得及び処分に関すること。 (5) 教育委員会の所掌する国又は県の補助金等に係る申請、調査又は報告に関すること。 (6) 富津市教育振興事業補助金交付要綱（平成29年富津市告示第32号）に基づく事務に関すること。 (7) 富津市遠距離通学費補助金交付要綱（平成29年富津市告示第33号）に基づく事務に関すること。 (8) 富津市中学校生徒交通安全対策事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示第48号）に基づく事務に関すること。 (9) 私立学校の事務に関すること。 (10) 学校給食の
			事務に関すること。

(12) 富津市第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付要綱（令和4年富津市告示第191号）に基づく事務に関すること。 (13) 青少年相談員に関すること。 (14) 青少年問題協議会に関すること。 (15) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。 (16) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。 (17) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。 (18) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。	(11) 青少年相談員に関すること。 (12) 青少年問題協議会に関すること。 (13) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）の規定により市が処理することとされた千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）に基づく事務に関すること。 (14) 天然記念物の猿による被害防止に関すること。 (15) 富津市指定文化財保存整備事業補助金交付要綱（平成17年富津市告示58号）に基づく事務に関すること。 (16) 富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）第3条に規定する体育施設に係る財産の取得及び処分に関すること。
(略)	(略)

報告第12号

令和4年度富津市通学路安全対策協議会対策要望箇所について

令和4年度富津市通学路安全対策協議会対策要望箇所について、別紙のとおり報告する。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

令和4年度富津市通学路合同安全点検一覧表

No.	学校名	指定通学路	通学路の危険・要注意箇所	通学路の状況・危険内容	対策要望	備考	路線	管轄	
1	青堀小	○	青木1604付近交差点 (渡辺司法書士事務所前)	車の通りが多い。 側溝の蓋がないところが多い。 道が細く、見通しが悪い。	横断歩道の新設	富津市母と女性教職員の会 からも要望あり	市	県警	【警察】 既設の東側横断歩道との間隔が近く、新設は不可です。既設の東側横断歩道までの間は歩道もあることから、こちらに兼用できないでしようか。 既設の東側横断歩道は薄くなっていることから、引き直しを検討します(令和4年度中)。 【学校】 安全教育を実施します。
2	青堀小		大堀2114付近交差点～ 大堀2104付近 (青い鳥～東病院裏)	道が狭く、歩道がないため、児童が通る時に一列にならないと車が通れない。	歩行空間の確保		市	市建	【市・建設課】 東病院付近は、墓地等により道路の幅は困難です。 信号付近については道路幅員が確保されているので安全教育をお願いします。 【学校】 安全教育を実施します。
3	青堀小		大堀2197～1付近 (京業銀行前横断歩道)	横断歩道の白線がうすくなって いる。	白線の引き直し		市	県警	【警察】 引き直しをします(令和4年度中)。
4	青堀小	○	大堀1～17～1付近～ 大堀1～22～5付近 (吟家～セブンイレブン前)	吟家～グランフォッセの交差点 まで横断歩道がない。	横断歩道の設置		市	県警	【警察】 当該道路を横断しなければ登校できないわけではないこと、セブンイレブン前の信号機がある横断歩道を利用した方が安全であることから、新設はしません。 【学校】 安全教育を実施します。
5	青堀小	○	青木1233～1付近～ 青木1531～11付近 (ガスト～JAきみづ前)	歩道と車道の区切りが白線の みで危険。	ガードレールの設置		国	国土	【国道事務所】 ガードレールの設置は用地がないため不可能です。実施可能な対策について検討します(令和4年度中)。 【学校】 安全教育を実施します。
7	富津小	○	県道富津公園線 富津1538付近～富津388 付近～富津786付近 (アリス～日高屋～斉藤商 店)	一部分の幅員に立体に見える マークを描いていただいたが、 その前後の部分の白線が薄く なったままで、運転手からわか りにくい。ほとんどの児童の通 学路となっているが、交通量が多 く歩道が狭くなっている。	運転手に注意喚起できるよう、 塗り直しをお願いしたい。	富津市母と女性教職員の会 からも要望あり	県	君士	【県・君津土木事務所】 歩行者の安全を考慮して、路面表示の設置を実施してまいります(令和4年度中)。
8	富津小	○	富津1235～2付近 交差点	見通しが悪い三叉路で、カーブ ミラーがついている道路もある が、一方方向から来る車からは カーブミラーがなく、歩行者や自 転車が見えにくく危険。	カーブミラーの設置等をお願い したい。	富津市母と女性教職員の会 からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 路面表示の設置を検討します。
9	飯野小		県道君津青堀線 下飯野1350～1付近～ 上飯野1934～6付近 (さくらクリニック前～さくら美 容室前)	歩道が狭くて危険。歩道と車道 の間にガードレールがない。 (歩道と水路の間にはガード レールがある。)	歩道と車道の間にガードレール またはカーブミラーの設置	富津市母と女性教職員の会 からも要望あり	県	君士	【県・君津土木事務所】 歩行者の安全を考慮して、路面表示の設置を実施してまいります。
10	飯野小	○	県道君津青堀線 上飯野203～1付近～上飯 野249～4付近 歩道 (飯野コミュニティセンター前交差点 ～カッタースタジオ前丁 字路)	交通量が多く、スピードの出で いる車も多いため、大変危険で ある。	ガードレールまたはガードパイ プの設置(緑石はあるが)		県	君士	【県・君津土木事務所】 安全に通行できるよう、安全教育の実施をお願いいたしま す。 【学校】 安全教育を実施します。

11	飯野小	上飯野249-4付近～下飯野1128-9付近 (カッストダジョビートル前丁 字路～セブンイレブン二間塚 店前十字路)	交通量が多く、スピードの出ている車も多いため、大変危険である。	ガードレールまたはガードパイプの設置(緑石はあるが)	市	市建	【市・建設課】 既に歩道が整備されています。歩行者と車道を分離するためにガードレール等を設置するには用地がなく、設置は不可能です。 【学校】 安全教育を実施します。
12	飯野小	下飯野817-1付近交差点 (丁字路)	交通量が多く、スピードの出ている車も多いため、大変危険である。	横断歩道の設置	市	県警	【警察】 設置を検討します。
13	飯野小	県道大貫青根線「ヤマト運輸」と「そば処やま」との間の道路	交通量が多く、スピードの出ている車も多いため、大変危険であり、危険である。	横断歩道の設置	県	県警	【警察】 「そば処やま」と「前の交差点からの距離が近いこと、横断需要が多くないこと」などから、現状では設置する予定はありません。 【学校】 安全教育を実施します。
14	飯野小	県道津賀根線 上飯野249-4付近交差点 (カッストダジョビートル前丁 字路)	交通量が多く、スピードの出ている車も多いため、大変危険である。	信号機の設置	県	県警	【警察】 信号待ち歩行者の滞留スペース及び信号機設置用地が確保できないため、現状では設置しません。必要に応じて児童への安全教育や速度取り締まり等を実施します。 【学校】 安全教育を実施します。
15	大貫小	市道小久保岩瀬線 岩瀬555-1付近 (重兵衛堤付近)横断歩道	見通しの悪い場所、横断歩道があり、危険。特に大佐和中の生徒が自転車で横断することが多い。	押しボタン式信号機の設置	市	県警	【警察】 現状では設置しません。手前にある国道465号線との交差点は信号機付きの交差点であるため、この交差点での横断に集約できないでしょうか。必要に応じて児童への安全教育や速度取り締まり等を実施します。 【学校】 安全教育を実施します。
16	大貫小	市道小久保岩瀬線 小久保2077-2付近 (柳子堀橋付近)歩道	草木が繁茂し、歩きにくい。	草刈り・樹木の伐採・除草対策	市	市建	【市・建設課】 今年度実施予定です(9月補正)。
17	大貫小	国道465号線 岩瀬994付近 (大佐和駐在所前) 岩瀬1009-6付近 (クリーニングスマイル前) 千種新田442付近 (大佐和幼稚園前) 横断歩道	横断歩道が消えかけて見えにくくなっている。	横断歩道の引き直し	国県	県警	【警察】 引き直しをします(令和4年度中)。
18	大貫小	国道465号線 岩瀬1142-1付近～ 岩瀬1111-10付近	草木が道に出て歩行スペースを狭くしている上、自動車の交通量も多く危険。	草刈り・樹木の伐採・除草対策 地権者への草刈り依頼 グリーンベルトの設置	国県	君士	【県・君津土木事務所】 歩行者の安全を考慮して、グリーンベルトの設置を実施してまいります。
19	吉野小	県道緒郡線 上335-1付近の歩道 (わかぐさ前)	歩道の緑石がなくなり、車道との境がない。カーブで見通しが悪い上にスピードを出す車も多く危険。	注意を促す看板(字意注意等)の設置 路面標示(ライン)の塗り直し	国県	君士	【県・君津土木事務所】 歩行者の安全を考慮して、路面標示の設置を実施してまいります。
20	吉野小	県道津賀根線 西大和田639付近交差点 (フチレストランフエル前)	自動車の交通量が多く、スピードを出す車が多い。歩道や信号待ちをする場所が狭く危険。	注意を促す看板の設置 路面標示の設置	県市	君士 市建	【市・建設課】 歩行者の安全を考慮して、路面標示の設置を実施してまいります。
21	吉野小	西大和田1145付近～西大和田1094にかけての道	見通しが悪いカーブで、スピードを出す車が多く危険。歩道がないため、車が多くなると危険なため、側溝に蓋をしないと今よりは歩行スペースが確保できる。	注意を促す看板の設置 歩行スペースの整備	市	市建	【市・建設課】 蓋の設置について検討します。
22	吉野小	西大和田127付近の歩道	水路の柵の隙間が広く、足が入ってしまい危険。さらに、歩道歩行スペースも十分整備されておらず危険。	安全な柵の設置 歩行スペースの補修	市	市建	【市・建設課】 すでに柵防止柵が設置しているため、追加の対策はできません。 【学校】 安全教育を実施します。

23	吉野小	相野谷219付近の歩道	歩道はあるが、木や草が茂っており、歩みにくく危険。昼間でも暗い。	歩道の補修 樹木の伐採	富津市母と女性教職員の安全からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 樹木の伐採について地権者に適正な維持管理を指導します。
24	吉野小	相野谷217付近の交差点 (相野谷集会所前)	見通しの悪いカーブで、スピードを出す車が多く、渡るときに危険。	注意を促す看板(学童注意等)の設置		市	市建	【市・建設課】 横断歩道ありの路面標示から横断歩道が視認できるため、学校による安全教育をお願いします。 【学校】 安全教育を実施します。
25	佐貫小	国道465号 佐貫交差点～佐貫駅前	制限速度超過で通る車が多い。保管所近くの歩道は、路肩が傾き、U字溝のふたが不安定で、欠損もある。	速度制限表示の増設 「小学校あり」等の看板設置 歩道、U字溝ふたの補修		国県	君土	【県・君津土木事務所】 歩行者の安全を考慮して、路面表示の設置を実施してまいります。
26	佐貫小	県道256号 新舞子海岸線 八幡217付近～八幡180付近 (川向橋～オガワヤ付近)	カーブや張り出した樹木により見通しが悪い。 道幅が狭く車同士がすれ違う際には、歩行スペースが確保されない。	カーブミラールの増設 樹木の伐採 制限速度表示の設置 安全な歩行スペースの確保		県	天土	【県・君津土木事務所 天羽出張所】 外側線の外側に、注意喚起を促すグリーンベルト等の施工を検討します(令和4年度中)。
27	佐貫小	県道256号 新舞子海岸線 竜田668付近	側溝のふたが途中からなく、草が伸びているとふたがないことが多く、踏むと落ちることがある。ふたがない部分は安全な歩道の幅が確保されていない。	側溝のふたの設置または、ふたの上を歩かなくてもよい歩道の幅の確保		県	君土	【県・君津土木事務所】 現在、立ち入り禁止の措置を実施しています。
28	佐貫小	県道256号 新舞子海岸線 八幡踏切	踏切内に歩道エリアがなく、踏切が開いてすぐは、すれ違う車と歩行している車量が踏切を同時に渡っている状況。	歩道エリアの設置		県	君土 市和	【県・君津土木事務所】 踏切内は、令和との調整が必要であり、早急な対応は困難です。 【学校】 安全教育を実施します。
29	天羽小	市道湊敷馬線 (上総湊敷からの上り坂)	道幅が狭い 自動車の速度が速い	①線の引き直し ②車両の減速を促す対策 ③歩行者用のスペースに色を差す		市	市建	【市・建設課】 ①今年度実施予定です(9月補正)。 ②③同上
30	天羽小	市道湊敷馬線 (天羽高校前までの下り坂)	歩道が狭い、見通しが悪い 自動車の速度が速い	①線の引き直し ②車両の減速を促す対策 ③歩行者用のスペースに色を差す		市	市建	【市・建設課】 ①今年度実施予定です(9月補正)。 ②③同上
31	天羽小	数馬239付近交差点付近 (天羽高校前)	歩行者用のスペースが狭い	路肩の除草による歩行スペースの確保		市	市建	【市・建設課】 市の管理区域について除草作業実施しました。
32	天羽小	湊526付近 (旅館清風荘前)	歩道に樹木がはみ出している	定期的な樹木の伐採		市	市建	【市・建設課】 交通の支障がある樹木伐採について実施しています。
33	天羽小	湊497-5付近 横断歩道 (原田医院前)	横断歩道が薄くなっている	横断歩道の引き直し		市	県警	【警察】 引き直しをします。
34	天羽小	数馬239付近交差点 横断歩道 (天羽高校前)	横断歩道が薄くなっている	横断歩道の引き直し		県市	県警	【警察】 ※舗装工事が予定されていることから、これに合わせて行います。
35	天羽小	県道93号久留里鹿野山湊線 天羽小～湊交差点まで	ガードレール未設置区間がある	ガードレールの設置		県	天土	【県・君津土木事務所 天羽出張所】 ガードレールの設置については、歩道幅員が関係するため、設置が可能かどうかを検討してまいります。
36	天羽小	県道93号久留里鹿野山湊線 天羽小～湊交差点	さつき美容室そば ラバーポールしかない	ガードレールの設置		県	天土	【県・君津土木事務所 天羽出張所】 既設ガードレールの移設を検討します。

37	天羽小	○	神田橋	道幅が狭く、歩道がない 一時停止をしない車が多い	歩道橋設置	区からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 歩道橋の整備は困難です。 看板・路面標示等による注意喚起をします。 【学校】 安全教育を実施します。
38	天羽小	○	湊橋	道幅が狭く、歩道がない	歩行者注意の看板設置		市	市建	【市・建設課】 路面標示の設置を検討します。
39	環小	○	国道465号 上後423-1付近 (小泉酒造から東郷橋)	車の通りが多いが、歩道がなく 危険	歩道の設置		国県	天士	【県・君津土木事務所 天羽出張所】 暫定的な対策として、東郷橋前後に注意看板を設置します。また、東郷橋を含め前後に注意喚起を促すカラー舗装等を施工します。
40	環小	○	国道465号 関原391付近 (盛田方面への丁字路)	車の通りが多いが、丁字路に横断歩道がない	横断歩道の新設		国県	県警	【警察】 設置しません。関原交差点方面からの見通しが悪い下り坂カーブの先に位置するため、設置はかえって危険です。 【学校】 安全教育を実施します。
41	環小	○	大野126付近 歩道 (六野〜上後方面)	歩道に草が繁茂し歩ぎにくい	継続的な除草		市	市農	【市・農林水産課】 8月下旬に除草作業を実施済みです。
42	環小		大田和122付近 大田和橋の欄干 (姥石付近)	欄干が古く、低いため転落の危険あり	欄干の定期的な点検 欄干の高さの改善		市	市建	【市・建設課】 現在、市内の橋梁について長寿命化修繕計画に基づき補修を行っております。
43	富津中	○	富津中学校校門前 横断歩道	横断歩道が濡れているため、運転者への注意喚起を促せない。	横断歩道の引き直し	富津市母と女性教職員の会 からも要望あり	市	県警	【警察】 引き直しをします(令和4年度内)。
44	富津中		県道君津青堀線 下飯野1350-1付近～ 上飯野1934-6付近 (さくらクリニック前～さくら美容室前)	歩道が狭く、フェンスが壊れている。フェンスに近づかないようコーンが設置してある。歩行者が車道に出て歩く必要があり、危険である。	フェンスの修理 コーンの撤去	飯野小(№9)と 同一箇所	県	君士	【県・君津土木事務所】 歩行者の安全を考慮して、路面表示の設置を実施してまいります。
45	大佐和中	○	国道465号線 佐貫143-2付近 歩道 (佐貫保育所付近の歩道)	側溝が傾いており、歩行者にとって狭く不安定。	歩道の補修	佐貫小(№25) と同一箇所	国県	君士	【県・君津土木事務所】 側溝に一部損傷があるため、補修を実施してまいります。
46	大佐和中	○	市道小久保岩瀬線 岩瀬555-1付近 (重兵衛堰付近)横断歩道	児童生徒は横断歩道を利用している。スピードを出す自動車多数、大型のダンプも通るので危険。	押しボタン式の信号の新設	大貫小(№15) と同一箇所	市	県警	【警察】 現状では設置しません。手前にある国道465号線との交差点は信号機付きの交差点であるため、この交差点での横断に集約できないでしょうか。必要に応じて生徒への安全教育や速度取り締まり等を実施します。
47	大佐和中		国道465号線 岩瀬416付近～ 岩瀬783-9付近 (最上寺～岩瀬橋)	歩道が大変狭く、自転車とのすれ違いが危険。	グリーンベルトの設置 または「歩行者注意」などの表示	富津市母と女性教職員の会 からも要望あり	国県	君士	【県・君津土木事務所】 歩行者の安全を考慮して、路面表示の設置を実施してまいります。
48	大佐和中	○	小久保2077-2付近 (獅子堀橋付近)歩道	歩道が狭く、草が伸びるととても歩ぎにくい。夏季は虫や蛇が発生する心配がある。足元のアスファルトに起伏があり転倒の恐れ。	草刈り・樹木の伐採、アスファルトの整備	大貫小(№16) と同一箇所	市	市建	【市・建設課】 今年度実施予定(9月補正)です。
49	天羽中	○	岩坂146付近	坂道の傾斜が大きい。道も急カーブである。雨が降ると滑りやすい。	滑らないように補修をしてほしい。	富津市母と女性教職員の会 からも要望あり	市	市建	【市・建設課】 今年度実施予定(9月補正)です。
									令和5年2月3日改訂

報告第13号

富津市教育委員会事務局職員等の人事異動の報告について

富津市教育委員会事務局職員等の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定により別紙のとおり決定したので、報告する。

令和5年3月29日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

富津市職員人事異動名簿

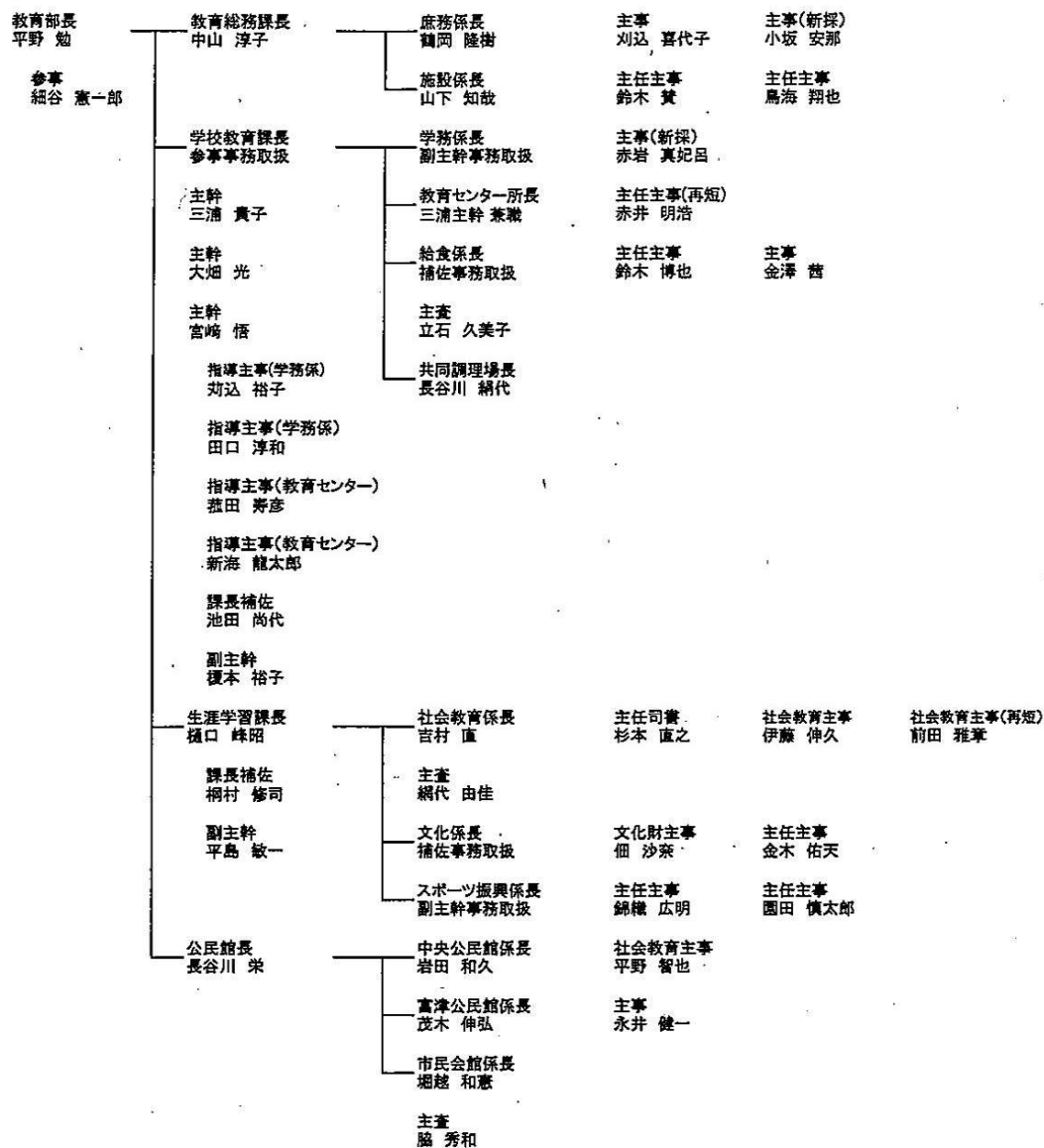
富津市教育委員会

令和5年4月1日付け発令

令和5年3月14日 現在

人事異動表 ※組織改編による所属名の変更に伴う異動を除く。

旧 所 属		氏 名	新 所 属	
所 属 名 称	職 名		所 属 名 称	職 名
教育部教育総務課	主任主事	高濱 香緒里	健康福祉部社会福祉課	副主査
	(新規採用)	小坂 安那	教育部教育総務課	主事
教育部学校教育課	学務係長	榎本 裕子	教育部学校教育課	副主幹 学務係長事務取扱
	主任主事	播岡 のこ	市民部環境保全課	主任主事
	主事	三木 涼加	市民部市民課	主事
	(再任用短時間)	赤井 明浩	教育部学校教育課	主任主事
	(新規採用)	赤岩 真妃呂	教育部学校教育課	主事
教育部生涯学習課	副主幹 文化係長事務取扱	桐村 修司	教育部生涯学習課	課長補佐 文化係長事務取扱
	副主幹 スポーツ振興係長事務取扱	成田 政勝	市民部環境保全課広域廃棄物処理 事業室	室長
	副主査	大野 恵	企画政策部企画課	副主査
	主事	渡邊 将寛	市民部納税課	主事
	(再任用フルタイム)	伊藤 伸久	教育部生涯学習課	社会教育主事
教育部公民館	館長	平野 陸志	健康福祉部障がい福祉課	課長
	富津公民館係長	鈴木 美保	市民部市民課	副主査
	副主査	勝 英一郎	市民部課税課	副主査



教職員人事異動名簿

富津市教育委員会

◎ 学校の部

1 市内学校からの転出・退職

退職 11名

No	現所属・職名	氏名	備考
1	青堀小学校・校長	山下 秋一郎	定年退職
2	富津小学校・教諭	関口 夏樹	若年退職(東京都教員へ)
3	富津小学校・養護教諭	岩田 諭子	定年退職
4	大貫小学校・教諭	大野 容子	定年退職 再任用・大貫小
5	吉野小学校・教頭	石井 秀基	定年退職
6	天羽小学校・校長	松井 小百合	定年退職
7	天羽小学校・教諭	藤岡 紘子	割愛退職(熊本県教員へ)
8	環小学校・教諭	辻 俊明	定年退職 再任用・環小
9	富津中学校・教諭	東海林 敏文	定年退職 再任用・富津中
10	富津中学校・養護教諭	吉田 恵	勸奨退職
11	大佐和中・校長	鳩飼 直	定年退職 再任用・天羽中

転出職員 33名

No	旧所属・職名	氏名	新所属・職名
1	青堀小学校・教頭	浅倉 明美	環小・校長
2	青堀小学校・教諭	木島 満子	君・貞元小・教諭
3	青堀小学校・教諭	小谷 美和	富津小・教頭
4	青堀小学校・教諭	儘田 香織	木・岩根小・教諭
5	青堀小学校・教諭	緒形 知子	君・周西小・教諭
6	青堀小学校・教諭	渡辺 大夢	木・木二小・教諭
7	青堀小学校・教諭	加藤 悠也	袖・奈良輪小・教諭
8	青堀小学校・主事	岡野 拓未	君・貞元小・主事
9	富津小学校・教頭	大畑 光	富津市教育委員会
10	富津小学校・教諭	吉野 紀美子	木・小糸小・教諭
11	飯野小学校・教頭	加藤 大地	千葉県教育委員会
12	飯野小学校・教諭	菰田 寿彦	富津市教育委員会
13	大貫小学校・校長	河野 信成	青堀小・校長
14	大貫小学校・教諭	多田 萌	君・八重原小・教諭

15	佐貫小学校・校長	長谷川 潤	天羽中・校長
16	佐貫小学校・教諭	石井 真奈	青堀小・教諭
17	天羽小学校・教諭	神子 康美	青堀小・教諭
18	天羽小学校・教諭	浅岡 一樹	木・鎌足小・教諭
19	環小学校・校長	細谷 憲一郎	富津市教育委員会
20	環小学校・教諭	徳永 祐輝	青堀小・教諭

転出No2

No	旧所属・職名	氏名	新所属・職名
21	富津中学校・教諭	松田 裕明	千葉県教育委員会
22	富津中学校・教諭	中村 竜伊	君・八重原中・教諭
23	富津中学校・教諭	齋藤 喜和	千葉県立君津高・教諭
24	富津中学校・教諭		
25	富津中学校・教諭	五十嵐 航	君・周南中・教諭
26	富津中学校・教諭	小原 由実佳	木・金田中・教諭
27	富津中学校・教諭	山口 洸生	袖・昭和中・教諭
28	大佐和中学校・教諭	齊藤 雪香	木・鎌足中・教諭
29	大佐和中学校・教諭	鈴木 正隆	袖・昭和中・教諭
30	大佐和中学校・教諭	尾形 佳奈子	君・八重原中・教諭
31	大佐和中学校・副主査	安部 佳央梨	君・周南中・副主査
32	天羽中学校・校長	高鍋 元博	大佐和中・校長
33	天羽中学校・教諭	川崎 祐輝	富津中・教諭

1 市内学校への転入
新規採用者 7名

No	新所属・職名	氏名	備考
1	青堀小学校・教諭	石川 真衣	新卒
2	青堀小学校・教諭	鈴木 優斗	新卒
3	富津小学校・養護教諭	神子 真穂	新卒
4	大貫小学校・教諭	城本 実友	新卒
5	天羽小学校・教諭	砂川 智美	新卒
6	富津中学校・教諭(英語)	染野 沙衣	R4富津中学校講師
7	大佐和中学校・教諭(数学)	本田 春樹	R4福島県中学校講師

転入職員 35名

No	新所属・職名	氏名	前所属・職名
1	青堀小学校・校長	河野 信成	大貫小・校長
2	青堀小学校・教諭	神子 康美	天羽小・教諭
3	青堀小学校・教諭	石井 千香子	木・八幡台小・教諭
4	青堀小学校・教諭	泉水 佐代子	木・畑沢小・教諭
5	青堀小学校・教諭	石井 真奈	佐貫小・教諭
6	青堀小学校・教諭	徳永 祐輝	環小・教諭
7	青堀小学校・主事	阪田 亜紀	八千代市・大和田西小・主事
8	富津小学校・教頭	小谷 美和	青堀小・教諭
9	富津小学校・教諭	筒井 秀治	木・祇園小・教諭(再任用)
10	富津小学校・教諭	高橋 智代	君・清和小・教諭
11	富津小学校・教諭	吉田 正美	木・八幡台小・教諭
12	飯野小学校・教頭	大沼 規之	富津市教育委員会
13	飯野小学校・教諭	小林 佑史	岩根小・教諭
14	大貫小学校・校長	黒川 雅人	富津市教育委員会
15	吉野小学校・教頭	中野 淳也	木・金田小・教諭
16	佐貫小学校・校長	財前 司	富津市教育委員会
17	佐貫小学校・教諭	萩原 悠太	館山市・館山小・教諭
18	天羽小学校・校長	保坂 典江	富津市教育委員会
19	天羽小学校・教諭	新海 曜里	木・西清小・教諭
20	環小学校・校長	浅倉 明美	青堀小・教頭
21	環小学校・教諭	佐藤 大輔	木・真舟小・教諭
22	富津中学校・教諭	星野 大助	千葉県教育委員会
23	富津中学校・教諭	鈴木 和歌菜	袖・長浦中・教諭
24	富津中学校・教諭	川崎 祐揮	天羽中・教諭
25	富津中学校・教諭	佐藤 大志	木・木二中・教諭
26	富津中学校・教諭	内田 一綺	館山市・館一中・教諭
27	富津中学校・養護教諭	中野 悦子	君・周西南中・養護教諭
28	大佐和中学校・校長	高鍋 元博	天羽中・校長
29	大佐和中学校・教諭	中田 弓恵	木・木一中・教諭

30	大佐和中学校・教諭	今木 健人	君・君津中・教諭
31	大佐和中学校・教諭	小川 藍加	木・波岡中・教諭
32	大佐和中学校・主査	竹内 政基	木・岩根小・主査
33	天羽中学校・校長	長谷川 潤	佐貫小・校長
34	天羽中学校・教諭	鳩飼 直	大佐和中・校長(再任用)
35	天羽中学校・教諭	今井 紀之	木・岩根西中・教諭

報告第 14 号

専決事項の報告について（後援申請）

富津市教育委員会行政組織規則（昭和 46 年富津市教育委員会規則第 5 号）第 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 3 月 29 日提出

富津市教育委員会

教育長 岡 根 茂

後援申請内容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名	承認年月日
令和5年1月30日	房総楽友協会 会長 早川 令子	令和5年3月26日	君津市民文化ホール リハーサル室	第33回街角コンサート 《デキシーランドジャズ& スイングジャズ 夢のセッ ション!》	令和5年2月3日
令和5年2月14日	こどもと本を結ぶ会 代表者 富井 碧	令和5年4月23日	中央公民館	公民館カフェ	令和5年2月15日
令和5年2月22日	「鏡の中のぼく」作者講演会千葉 事務局 金子 貴代	令和5年4月29日	千葉市生涯学習センター	「鏡の中のぼく」動画上映 & 作者講演会 in 千葉	令和5年3月1日
令和5年2月28日	こどもと本を結ぶ会 富井 碧	令和5年7月～8月	富津市役所市民ロビー、 富津市立図書館前、 公民館図書室	こどもの読書応援企画 「わたしの好きな本」	令和5年3月2日
令和5年3月1日	かずさウインドオーケストラ 団長 山縣 希	令和5年5月7日	君津市民文化ホール 大ホール	かずさウインドオーケストラ 第31回定期演奏会	令和5年3月6日
令和5年3月4日	千葉県バスケットボール連盟 事務局長 勝 辰男	令和5年3月11日、 18日	富津市総合社会体育館	令和4年度 フレンドリー、0A春季大会 (0A、0A-F交歓試合)	令和5年3月7日